

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（4月20日現在）

【ポイント】

- 報道によれば、アルゼンチン国内では3031名（昨日から90名増）の累計感染者数、うち142名の累計死亡者数が報告されています。
- 当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした、全国強制隔離措置（以下「強制隔離と記載」）（DNU 355／2020）が4月26日まで継続中。同時に、非居住者の方々の入国の禁止も同日まで継続中です。また、現在4月26日までとなっている強制隔離の期限が、5月10日（3日との報道もあり）まで延長される可能性も報じられています。
- 地方におられる非居住者の方々が、強制隔離期間中にご帰国のために、首都へ移動される際には、所在地を出発される最低48時間前までに申請を行う必要がありますので、時間的余裕を持ち、事前に当館領事班までお知らせください。
- 短期渡航者やご帰国予定がある皆様におかれましては、強制隔離およびそれに伴う国内移動制限の長期化、国際便の減少を念頭に、出国を希望する場合には各交通機関の運行状況等について、最新の情報の収集に努めてください。

【本文】

1 報道によれば、アルゼンチン国内では3031名（昨日から90名増）の累計感染者数、うち142名の累計死亡者数が報告されています。

2 全国強制隔離延長の可能性（報道）

報道によると、フェルナンデス大統領が17日に下院各会派長と実施した会合において、「強制隔離は継続する。より厳しく運用していく。」と述べたことが明らかになっています。また、政府は、現在4月26日までとなっている強制隔離の期限を、5月10日まで延長することを検討しているとも報じられています（当館注：5月3日までという報道もあり）。詳細については26日にそれまでの感染状況を見て、専門家の意見も聞いて決定される見込みとのことです。

3 地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項

地方におられる非居住者の方々が、強制隔離期間中にご帰国のために、車両（バスやレミース）で首都へ移動される際には、所在地を出発される最低48時間前までに申請を行う必要がありますので、ご帰国のために移動のご予定のある方は、時間的余裕を持ち、事前に当館領事班 conbsas@bn.mofa.go.jp までお知らせください。細部は「地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項」をご参照ください。

<https://www.ar.emb-japan.go.jp/files/100043069.pdf>

4 強制隔離およびそれに伴う国内移動制限の長期化が見込まれ、見通しも不透明であるとともに、国際航空会社の多くが減便をしている現状から、短期渡航者やご帰国予定がある皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いやうがいなどの感染予防に努めるとともに、出国を希望する場合には、各交通機関の運行状況等について、最新の情報の収集に努めてください。（以上）